消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の記載方法について

１　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく確定額

助成金支給決定額（確定額）を記入してください。

２　助成金に係る消費税仕入控除税額に相当する金額

課税売上割合（課税期間の課税売上高（税抜）÷課税期間の総売上高（税抜））の状況等により、次の計算方法によります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 消費税申告方式 | 助成金に係る仕入れ控除税額の算出方法 | ２欄記載内容 |
| ① | 消費税の確定申告の義務がない場合 | 助成金返還額はありません基準期間における税抜き課税売上高を3欄に記入してください | ０円と記入 |
| ② | 簡易課税方式により申告している場合 | 助成金返還額はありません | ０円と記入 |
| ③ | 公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が５％を超えている場合 | 助成金返還額はありません | ０円と記入 |
| ④ | 助成対象経費にかかる消費税を個別対応方式において「非課税売上のみに要するもの」として申告している場合 | 助成金返還額はありません | ０円と記入 |
| ⑤ | 助成対象経費の全てが非（不）課税仕入となっている場合 | 助成金返還額はありません | ０円と記入 |
| ⑥ | 課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等の場合 | 助成金返還額が発生します助成金額×１０／１１０＝助成金に係る仕入れ控除税額 | 算出方法の計算結果を記入 |
| ⑦ | 課税売上割合が95％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合 | 助成金返還額が発生します助成金額×課税売上割合×１０／１１０＝助成金に係る仕入れ控除税額 | 算出方法の計算結果を記入 |
| ⑧ | 課税売上割合が95％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって、個別対応方式により申告を行っている場合 | 助成金返還額が発生します（A）＋（B）＝助成金に係る仕入れ控除税額(Ａ)課税売上のみに要する助成対象経費に使用された助成金助成金額×助成対象経費のうち課税売上対応分／助成対象経費×１０／１１０(Ｂ)課税売上と非課税売上に共通して要する助成対象経費に使用された助成金助成金額×助成対象経費のうち共通対応分／助成対象経費×課税売上割合×１０／１１０ | 算出方法（A）と（B）の合計額を記入 |

上記の計算については、計算処理の途中において小数点以下を切り捨てるなどの端数処理をしてはいけません。計算の最後に、１円未満の端数を切り捨てます。

３　添付資料

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付すること。

〇別紙を参考に、助成金に係る仕入控除税額に相当する金額がわかる資料を添付してください。

①、②、③、④、⑤の場合は、消費税免除理由に該当する区分を記載してください。

⑥、⑦、⑧の場合は、資料と併せて、別添に積算内訳等を記載したものを提出してください。

別紙

「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の添付書類について

添付資料については、助成金に係る仕入控除税額に相当する金額がわかる資料を添付してください。

　（参考）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 申告方式 | 添付書類 |
|  | 消費税の確定申告の義務がない場合 | 〇助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書（写）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料〇新たに設立された法人の場合は、設立日、事業年度、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料（法人設立届出書(写)等）〇消費税課税事業者選択不適用届出書（写）〇免税事業所であることを証する書類（写） |
|  | 簡易課税方式により申告している場合 | 〇消費税確定申告書（簡易課税用）（写） |
|  | 公益法人（一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人）等で特定収入割合が５％を超えている場合 | 〇消費税確定申告書（写）〇消費税確定申告書付表２（計算表）(写)〇特定収入割合を確認できる書類（写） |
|  | 助成対象経費にかかる消費税を個別対応方式において「非課税売上のみに要するもの」として申告している場合 | 〇消費税確定申告書（写）〇消費税確定申告書付表２（計算表）(写) |
|  | 助成対象経費の全てが非（不）課税仕入となっている場合 |
|  | 課税売上割合が95％以上かつ課税売上高が５億円以下の法人等であって原則全額控除により消費税の申告を行っている場合 | 〇消費税確定申告書（写）〇消費税確定申告書付表２（計算表）(写)〇助成金に係る消費税仕入控除税額の積算内訳（別添様式） |
|  | 課税売上割合が95％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合 |
|  | 課税売上割合が95％未満または課税売上高が５億円超の法人等であって、個別対応方式により申告を行っている場合 |

* 上記のケースに当てはまらない場合などは、お問い合わせください。
* 上記の資料で確認できない場合には、追加資料の提出をお願いすることとなります。
* 提出にあたっては、税理士等とご相談のうえ、ご提出いただきますようお願いします。
* 消費税確定申告書（写）については、助成事業実施時期を含む課税期間の書類が必要です。

助成事業が複数あり、助成事業実施が事業年度をまたぐ場合は、それぞれの課税期間の書類が必要

です。

* 助成事業に係る経費について、会計仕訳や仕入科目、消費税の用途区分を総勘定元帳等により確認してください。

別　添

1　事業実施（経費支払）の時期　　　令和　　　　年　　　　月　（令和１年１０月１日から消費税１０％適用）

２　助成対象経費の内訳（経費の会計仕訳や、仕入科目、消費税の用途区分を総勘定元帳等により確認してください）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 事業費（項目ごと） | 課税仕入れ | 非課税仕入れ不課税仕入れ | 合計 |
| 課税売上対応分 | 非課税売上対応分 | 課税売上と非課税売上に共通して要するもの（共通対応分） |
| 対象経費の内訳 |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計（税込） |  |  |  |  |  |  |

３　消費税控除税額の積算内訳

□　全額控除

助成金額　　　　　　　　　　　　　　　　×　 10

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 110

□　一括比例配分方式

助成金額　　　　　　　　　　　　　　×　課税売上割合　　　　　　　　％　　×　 10

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 110

□　個別対応方式

（A）　　　　　　　　　　　　　　　　　＋（B）　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝

(Ａ)課税売上のみに要する助成対象経費に使用された助成金

助成金額　　　　　　　　　　　　　×　助成対象経費のうち課税売上対応分 　　　　　　　　　×　　10

助成対象経費 　　　 　　 110

(Ｂ)課税売上と非課税売上に共通して要する助成対象経費に使用された助成金

助成金額　　　　　　　　×　助成対象経費のうち共通対応分　　　　　　　　　　　　　　　　　　×課税売上割合　　　　　％×　　 10

助成対象経費 　　　 　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　110